

D4-1

建設系廃棄物の不法投棄発生要因に関する一考察

○ (公) 片山和俊¹⁾、(正) 山脇敦¹⁾、新妻弘章²⁾、小野明¹⁾
¹⁾産業廃棄物処理事業振興財団、²⁾先端建設技術センター

1. はじめに

産業廃棄物の不法投棄は、国、行政、産業界、処理業界の取り組みにより、近年減少している。しかし、排出事業者等による小規模不法投棄は依然発生しており、廃棄物種類別では、建設系廃棄物が従来同様 60～80%を占めている。建設系廃棄物の不法投棄の発生要因や対策のあり方を探ることを目的に、小規模業者等の建設現場従事者を対象に、法制度の認知状況や廃棄物の取り扱い状況に関するアンケート調査を行い、282 人から回答を得た。その結果、小規模建設業者の現場従事者に廃棄物処理法等の廃棄物の取り扱いに関する情報がほとんど伝わっていないことや、法制度を知らない中で不適切な処理が行われている状況にあることが分かった。

2. 近年の不法投棄の状況

環境省の発表資料¹⁾によると、平成 23 年度に新規に判明した 10 トン以上の不法投棄量は、前年度から 0.9 万トン減の 5.3 万トン(192 件)で、そのうち 62%の 3.3 万トン(147 件)を建設系廃棄物が占める。建設系廃棄物の不法投棄事案の 1 件あたりの平均投棄量は約 220 トンと比較的小規模であり、このような小規模不法投棄が依然発生している。

3. 小規模建設業者等の現場従事者へのアンケート調査

(1) アンケート調査の目的

ゼネコンや地方ゼネコン、ハウスメーカー等の一定規模以上の企業には所属する業界団体や自治体等から廃棄物処理に関する情報が伝えられる。他方、個人営業（いわゆる一人親方）等の小規模建設業者については、多くが業界団体に加盟していないことに加え、建設業許可を持たない一人親方等が多数存在することから、その所在等の実態すらつかめていない。また、建設業許可業者数は約 47 万社²⁾、建設業就業者数は 503 万人²⁾で、1 社平均の従業員数は 10.7 人であり、建設業界はこうした小規模業者に支えられている。このような小規模建設業者の廃棄物処理法等の法制度の認知状況や廃棄物処理状況を知ることを目的にアンケート調査を実施した。

(2) アンケート回答者の属性

平成 25 年 2 月から 7 月にかけて、関東及び九州地方の 6 箇所(8 回)で建設現場従事者（主に小規模建設業者）への無記名のアンケート調査を行い計 282 人から回答を得た。

アンケート対象者は、当該地の建設の保険関係団体で行った建設工事従事者向けの廃棄物の取り扱いに関する講習会への参加者であり、回答者の属性を表 1 に示す。企業規模別では個人事業者（一人親方）が全体の 38%を占め、13 名以上の企業の従事者は 5%と少ない。アンケート回答者の多くは建設の保険関係団体の加盟者である。

(3) アンケート回答者の事業形態

表 2 にアンケート回答者の事業形態別分類を示す。自身が元請となって工事を実施している者が全体の 51%であり、大手建設会社の下請を行っている者は全体の 18%である。企業規模別にみると、従業員数 6 名以上の企業の従事者は、下請工事に従事する割合が、5 名以下の企業に比べて遙かに高い。一人親方等の小規模業者は、街場の戸建住宅等の工事を主な生業とし、工務店や大手建設会社等の要請がある時期に下請として工事に入る実態が窺える。

(4) アンケート結果

表 3 にアンケート結果を示す。企業規模別で回答傾向が異なることから表 3 には企業規模別の回答状況を示した。なお、関東と九州の間や、事業形態別には、回答傾向に明らかな差はなかった。

表 1 アンケート回答者の従事企業の規模

回答者の従事企業の規模（従業員数）	アンケート回答者数（人）		
	関東	九州	計
個人（一人親方）	91	16	107（37.9%）
家族のみ	32	2	34（12.1%）
5 名以下	47	9	56（19.9%）
5 名以下小計	170	27	197（69.9%）
6～12 名	48	4	52（18.4%）
13 名以上	15	0	15（5.3%）
6 名以上小計	63	4	67（23.8%）
不明	14	4	18（6.4%）
計	247	35	282（100.0%）

表 2 アンケート回答者の所属企業の事業形態

回答者の従事企業の事業形態（複数回答）	従事企業の従業員規模			
	～5 名	6 名～	不明	計
自身（自社）が元請	116	26	2	144（51.1%）
知人等と連携して工事	39	1	0	40（14.2%）
工務店等の下請	67	22	2	91（32.3%）
ハウスメーカーの下請	30	6	0	36（12.8%）
大手建設会社の下請	27	21	4	52（18.4%）
その他	7	4	2	13（4.6%）
不明	3	3	8	14（5.0%）
全体数	197	67	18	282（100.0%）

【連絡先】〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-6-1 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

山脇 敦 Tel: 03-3526-0155 Fax: 03-3526-0156 e-mail: yamawaki@sanpainet.or.jp

【キーワード】不法投棄、建設系廃棄物、小規模建設業者、不法投棄発生要因、法制度周知

A. 廃棄物処理ルールの認知状況

平成 22 年度に廃棄物処理法が改正されたことを知らない現場従事者は、従業員 5 名以下の企業の従事者で 84%、6 名以上の企業の従事者でも 78%に上った。また、これまでに廃棄物の適切な取り扱いルールを誰からも聞いたことが無いとした現場従事者も全体で 35%いた。

B. 廃棄物の処理ルールについての情報入手先

従業員 5 名以下の企業の従事者では、建設の保険関係団体等と産廃処理業者から情報を入手しているとした者が同数で最も多い。従業員 6 名以上の企業も、同様の順であるが、元請会社から情報を得ている割合が 5 名以下の企業の従事者より高い。自治体から情報を入手しているとした者は全体で 5%と少ない。

C. 廃棄物の不適切な処理状況

廃棄物処理に関する講習会終了後に、法制度に照らして過去に不適切な廃棄物処理を行ったことの有無について尋ねた。残材を工事現場等に埋めたり建物の隙間などに残したとの回答が全体の 13%、残材を現場等で燃やしたとの回答が同 22%あった。廃棄物処理の委託時にも、廃棄物処理業者の許可を未確認、未契約委託、マニフェスト不使用の回答が各々 10~20%あった。これらの 1 項目以上の不適切な処理を行ったとした回答者は、従業員 5 名以下の企業の従事者の 62%、6 名以上の企業の従事者はやや少ない 48%であった。無記名アンケートとは言え、回答しにくい質問であり、実際はさらに高い割合で不適切な処理が行われている可能性もある。

D. 不適切な処理が行われた理由

廃棄物が不適切に処理される原因として、適切な処理費用が末端まで支払われていないことを指摘する業界関係者がこれまで多かった。しかし、今回のアンケート調査では必ずしも費用面を挙げる者が顕著に多くはなっていない。従業員 5 名以下の企業の従事者では発注者から不要物を適当に処理して欲しい旨の要請をされて従っているケースが多く、従業員 6 名以上の企業の従事者では、廃棄物処理ルールが面倒とする回答が多い。なお、従業員 5 名以下の企業では、ルールの面倒さよりも、そもそもルールを知らないとの回答の割合が多くなっている。

E. アンケート回答の相互関連分析結果

不適切な処理の実施者と事業形態や処理ルールの認知状況等との関連性を調べたが、明確な傾向はなかった。

4. まとめ

アンケート結果から、小規模な建設業者へは廃棄物処理に関する情報がほとんど伝わっていないこと、情報が無いい中で廃棄物が不適切に取り扱われている状況にあることが把握でき、情報が末端まで伝わっていないことが建設系廃棄物の不法投棄の発生要因の一つであることが窺えた。

今回のアンケート調査は建設従事者への廃棄物の取り扱いに関する情報伝達を行っている関東及び九州の建設の保険関係団体の加盟者を主な対象としたが、小規模業者の従事者には保険関係団体へ加盟していない方も多く、こうした方々へは、今回のアンケート調査結果以上に、全くと言って良いほど情報が伝わっていないことも考えられる。産業廃棄物の不法投棄は、建設従事者等による小口投棄が多く、末端の建設従事者への適正な廃棄物処理方法や廃棄物の発生抑制、リサイクル等についての情報伝達や法制度周知を徹底する必要がある。

表 3 アンケート回答結果

アンケート・設問		従事企業規模別の該当者数			
		~5名	6名~	規模不明	計
A. 平成 22 年廃棄物処理法改正を知らない		166 (84%)	52 (78%)	16 (89%)	234 (83%)
廃棄物取り扱いルールを聞いたこと無し		68 (35%)	24 (36%)	7 (39%)	99 (35%)
B 法制度等の情報入手先 (複数回答)	自治体	8 (4%)	7 (10%)	0 (0%)	15 (5%)
	建設の保険関係団体等	63 (32%)	14 (21%)	3 (17%)	80 (28%)
	元請会社	19 (10%)	11 (16%)	1 (6%)	31 (11%)
	産廃業者	63 (32%)	20 (30%)	4 (22%)	87 (31%)
	その他(ネット等)	10 (5%)	3 (4%)	1 (6%)	14 (5%)
C 不適切な処理を行った経験 (複数回答)	現場等で残材投棄(埋立等)	27 (14%)	8 (12%)	2 (11%)	37 (13%)
	現場等で残材を燃やした	41 (21%)	20 (30%)	2 (11%)	63 (22%)
	産廃業者の許可を未確認	47 (24%)	12 (18%)	1 (6%)	60 (21%)
	産廃業者への未契約委託	24 (12%)	7 (10%)	1 (6%)	32 (11%)
	マニフェスト不使用	31 (16%)	4 (6%)	0 (0%)	35 (12%)
	その他	4 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (1%)
	全体(上記いずれかの該当者)	122 (62%)	32 (48%)	5 (28%)	159 (56%)
D 不適切な処理が行われた理由 (複数回答)	元請の処理費不払い、抑制	18 (9%)	9 (13%)	0 (0%)	27 (10%)
	元請の解体費不払い、抑制	20 (10%)	8 (12%)	0 (0%)	28 (10%)
	発注者の不要物処理要請	25 (13%)	3 (4%)	1 (6%)	29 (10%)
	罰金、命令の重さ不知	16 (8%)	6 (9%)	0 (0%)	22 (8%)
	廃棄物処理ルールが面倒	14 (7%)	9 (13%)	0 (0%)	23 (8%)
廃棄物処理ルールを不知	21 (11%)	5 (8%)	1 (6%)	27 (10%)	

注) (内) : 規模別の全対象者に対する当該回答者の割合

[参考文献] 1) 環境省：産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成 23 年度)について, 2012 年 12 月

2) 一般社団法人日本建設業連合会：2013 建設業ハンドブック

3) 建設リサイクル広報推進会議事務局：建設廃棄物の不法投棄撲滅に向けて(建設副産物リサイクル広報推進会議勉強会の報告より), 建設リサイクル 2012. 夏号, pp21-25, 2012 年 8 月